近年、高齢化社会の進展により、救急出動件数は年々増加し、豊橋市においても増加の一途をたどっています。特に高齢者の方の搬送件数が増えています。

この「救急ガイドブック」は、もしもの時の対応を円滑に行えるように作成したものであり、高齢者と関わる皆さまと救急隊が理解を深め、より適切な救急対応ができるように、そして高齢者の方々がいつまでも元気で安全・安心に暮らせるようにご活用いただければと考えています。



いつまでもいつまでも「元気」で 「安全・安心」に暮らせるように・・・



豊橋市マスコットキャラクター 「**トヨッキー** 」



豊橋市消防本部 マスコットキャラクター

「ヒケッシー」

豊橋市役所ホームページアドレス

http://www.city.toyohashi.lg.jp

# いざという時の備え

#### 1 生活状況の記録

職員等の皆さまは、高齢者の普段の生活状況について、誰よりも把握 しています。毎日の状況を記録し、<u>いざという時のために、高齢者の状況を</u> 把握でき、医師や救急隊**へ正確な情報を伝える仕組み作り**も重要です。



救急車を要請した際、<u>事前に必要な情報を「救急連絡シート」(P330参照)に作成</u> しておくことで、スムーズな情報伝達が可能となります。

### 2 かかりつけや協力病院との連絡体制の構築

普段から連絡を密にし、様子が変化した際には 相談や受診ができる体制を構築しておきましょう。 病院を受診する場合は、<u>症状が悪化する前に</u> **受診することが大切**です。





#### 3 患者等搬送事業者(民間救急)の活用

救急車や救急医療は限りある資源です。<u>緊急の要さない場合は、</u> 施設等の車両や患者等搬送事業者(民間救急)などの活用にご理解 とご協力をお願いします。

- ●緊急性が低いと認められる事例
- (1) 寝たきりであるが、人手がないなどの理由の場合
- (2) 寝台車を利用すれば病院に行ける場合、病院への通院等

| 豊橋市消防本部が認定し | ている患者等搬送事業者は、 | 次のとおりで | す。 |
|-------------|---------------|--------|----|

| 事業所名      | 住 所         | 連 絡 先        |
|-----------|-------------|--------------|
| 株式会社かけはし  | 曙町字若松25-21  | 0532-48-1947 |
| 東海交通 株式会社 | 大橋通二丁目101   | 0532-53-1181 |
| 株式会社 まんとく | 池見町35       | 0532-35-6199 |
| 光栄運輸 株式会社 | 神野新田町字タノ割79 | 0532-39-4756 |

※サービス内容や料金等については、各事業者に直接ご確認ください。

※規程に定められた寝台車などを用いて、緊急性のない患者さんの搬送事業を行っています。

#### 4 緊急かどうか判断に迷う場合

かかりつけ医や協力病院に相談するほか、愛知県救急医療情報センター (0532-63-1133) にも相談することができます。

また、「救急車が必要???」と迷った時に活用する「Q助」 (全国版救急受診アプリ:総務省消防庁)もご活用ください。

ただし、<u>緊急と判断した場合は、迷わずに119番通報</u>し、 救急車の要請をしてください。 総務省消防庁 「Q助」案内サイト



#### 5 応急手当の習得と実施

生命の危険時に最初に気づくのは職員等の皆さまです。

豊橋市消防本部では、応急手当を学ぶ「各種救命講習」を開催 しています。心肺蘇生法、AEDの使い方、窒息への対処法、止血 方法など学ぶことができますので定期的に受講してください。

万が一、<u>応急手当が必要な時は勇気をもち、できることを行って</u> いただきますようお願いします。

- ※救命講習の日程等については、豊橋市役所ホーム
- ページの消防救急課をご覧ください。
- ※団体で受講を希望される場合は、出張し講習を実施します。
- ※詳しくは、消防本部消防救急課(51-3101)までお問い合わせください。

# 救急車の要請方法



### 1 施設内での対応

救急車の要請となれば緊急事態です。

- (1) 緊急事態が発生したことを、多くの人に知らせてください。
- (2) 緊急事態の場所に集まった方々で次の役割を分担してください。
  - ア 119番通報、必要な応急手当の実施
  - イ 関係者への連絡(かかりつけ医、家族)
  - ウ 救急車の誘導、患者さんの場所への案内
  - エ 救急隊へ「何がどのように起こったか」や救急連絡シートでの情報伝達

### 2 119番通報

#### 可能なかぎり患者さんの近くから携帯電話で

住所、建物名称、状態を確実に伝えてください。

**傷病者の近くから通報する**ことにより、<u>119番の応答職員からの</u> <u>応急手当についてのアドバイス(**口頭指導**)や現場に急行している 救急隊から事前連絡などを受ける</u>ことができ、容態変化や病院への 迅速な搬送につなげることができます

119 a ra.

また、携帯電話の<u>ハンズフリー操作(スピーカーホン)を事前に確認しておくと緊急</u> 時に役に立ちます。

※119番通報後、容態変化があったときは再度119番通報してください。



#### 3 協力病院への連絡と搬送病院の確保

あらかじめ搬送先の病院の交渉や確保されている場合は、原則、当該病院への搬送を優 先しますが、病態や状況により緊急を要する場合は、救急隊が別の医療機関を選定する場 合があります。

### 4 施設職員又は家族の同乗

救急搬送する場合、医療機関へ適切な情報を伝えるため、<u>原則、職員等やご家族など状</u> <u>況のわかる方の同乗をお願いしています。</u>また、以下をご持参くださると、円滑な救急搬 送に繋がります。

(1) 家族(本人): 保険証・お薬手帳

(2)施設等:救急シート・看護記録・介護記録・カルテ等

### 5 DNAR (蘇生処置しないで) の意思表示

傷病者や家族からDNAR (蘇生処置をしないで) の<u>意思表示がある場合は、あらかじめ協力病院やかかりつけ医師にその対応について相談</u>しておいてください。

令和5年4月からは、あらかじめACP(人生会議)が行われ、書面等によりDNARが示されており、かつ、かかりつけ医師が救急現場に来ていただける場合、ご本人の意思に沿い応急処置を行わない活動が可能となりました。

心肺蘇生法などの応急処置を実施し搬送することが、救急隊の業務とされていますので、救急隊の活動にご理解とご協力をお願いします。



# 心肺蘇生の手順

## 1 安全の確認

☆周囲の安全を確認します。



## 2 反応の確認

☆肩を軽くたたき「大丈夫ですか」「分かりますか」 と呼びかけ、反応や意識の確認をします。

# 3 助けを呼ぶ

☆大きな声で助けを求めます。 協力者に「119番通報 I「AED |を依頼します。

## 4 呼吸の確認

☆胸やお腹に動きがあるか確認します。 動きがある場合でも「普段通りの呼吸か どうか」確認します。



# 5 胸骨圧迫

☆「呼吸がない」または、<u>「普段通りの呼吸」か分からない場合</u>は <u>胸骨圧迫を行います</u>。胸の真ん中を約 5 c m沈むまで 1 分間に 100~120 回のリズムで絶え間なく圧迫します。



約5 c m沈むまで 100~120 回/分のリズム

## 6 人工呼吸とAEDの使用

- ☆人工呼吸が分かる場合、胸骨圧迫30回×人工呼吸2回 を繰り返し行います。
- ☆ A E Dが届いたら、電源を入れ、音声の指示に 従い操作します。